

第141期

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時



開催場所

東京都中央区日本橋三丁目10番5号
オンワードパークビルディング
2階ホール

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)



議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

 日本パーカライジング株式会社
NIHON PARKERIZING CO.,LTD.

証券コード：4095

証券コード：4095
2026年6月10日
(電子提供措置の開始日 2026年6月4日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目16番8号
日本パーカライジング株式会社
代表取締役会長 里見 多一

第141期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第141期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第141期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.parker.co.jp/ja/ir/meeting.html>



また、上記のほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、当社名（日本パーカライジング）又は証券コード（4095）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願いします。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書面の郵送又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日の午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋三丁目10番5号 オンワードパークビルディング 2階ホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第141期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第141期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
「連結注記表」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

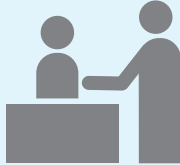


議決権行使のご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

1. 議決権の行使方法について

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年6月26日(金曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時)

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月25日(木曜日) 午後5時15分到着分まで

インターネット等による行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月25日(木曜日) 午後5時15分入力分まで

詳細は、次ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

◎ 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、上記のインターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権をご行使される場合は、**2026年6月25日（木曜日）午後5時15分まで**に、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



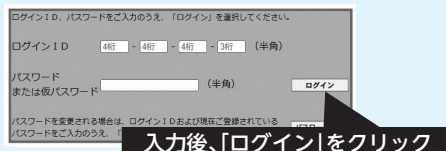
2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネット等による議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン又はスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン又はスマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 9:00～21:00

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと考え、業績動向、配当性向並びに将来の事業展開に必要な内部留保の水準等を総合的に勘案し、利益配分を決定しております。また、社会の一員として、内部留保資金につきましては、サステナビリティ経営に基づく将来の事業投資に活用し、企業価値向上に努めてまいります。

配当につきましては、連結配当性向30%を目安に、将来の事業展開及び収益水準を勘案しつつ、安定した配当の継続と総還元性向についても視野に入れて決定することで、株主の皆様のご期待に添うべく努力してまいります。

なお、成長のための投資資金及び財務基盤の安全性がある程度確保されたものと判断し、当面の間は可能な限り配当金として株主の皆様へ還元いたしたいと存じます。

当期の期末配当につきましては、次の通り1株につき25円とさせていただきますと存じます。これにより、中間配当を加えました年間配当金は、1株につき50円となります。

期末配当に関する事項

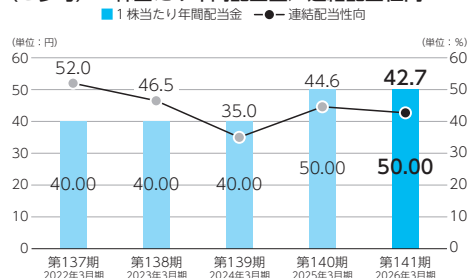
1 配当財産の種類 金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 25円
総額 2,786,080,025円

3 剰余金の配当が効力を生じる日 2026年6月29日

(ご参考) 1株当たり年間配当金/連結配当性向



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条に定める目的に追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の物品の製造・販売・輸出入</p> <p>① ～ ④ <条文省略></p> <p style="padding-left: 40px;">< 新 設 ></p> <p>⑤ 医療機器</p> <p>⑥ 前各号に関連する各種機械器具および装置</p> <p>⑦ 前各号に関連または附帯する製品</p> <p>(2) ～ (8) <条文省略></p> <p style="padding-left: 40px;">< 新 設 ></p> <p>(9) 前各号に関連または附帯する一切の事業</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の物品の製造・販売・輸出入</p> <p>① ～ ④ <現行どおり></p> <p>⑤ <u>毒物・劇物</u></p> <p>⑥ 医療機器</p> <p>⑦ 前各号に関連する各種機械器具および装置</p> <p>⑧ 前各号に関連または附帯する製品</p> <p>(2) ～ (8) <現行どおり></p> <p>⑨ <u>前各号に関する知的財産権の使用許諾、管理および譲渡</u></p> <p>(10) 前各号に関連または附帯する一切の事業</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制強化のため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者につきましては、任意の指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会で決議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	再任 さとみ かずいち 里見 多一	代表取締役会長 最高経営責任者	100% (12/12回)
2	再任 あおやま まさゆき 青山 雅之	代表取締役 社長執行役員 最高執行責任者	100% (12/12回)
3	再任 たむら ひろやす 田村 裕保	代表取締役 副社長執行役員	100% (12/12回)
4	再任 おざき ふみかず 尾崎 文一	取締役 専務執行役員	100% (10/10回) 2025年6月就任後
5	新任 さとみ のぶひこ 里見 宣彦	執行役員	—
6	再任 えもり し ま こ 江森 史麻子	社外 独立 社外取締役（独立役員）	100% (12/12回)
7	再任 もり たつ や 森 達哉	社外 独立 社外取締役（独立役員）	100% (12/12回)
8	新任 まえだ ゆう こ 前田 裕子	社外 独立 —	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 江森史麻子、森達哉及び前田裕子の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は江森史麻子及び森達哉の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。前田裕子氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として新たに指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 江森史麻子及び森達哉の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
4. 当社は、江森史麻子及び森達哉の両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、前田裕子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補の対象としています。各候補者が就任された場合には、被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

1 さと み かず いち
里見 多一 1947年12月8日生

再任

■ 所有する当社の株式数 572,956株
 ■ 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月	当社入社	2011年 4 月	当社代表取締役社長
1987年 7 月	当社取締役	2017年 6 月	当社代表取締役会長
2000年 1 月	当社常務取締役	2022年 6 月	当社代表取締役会長兼社長
2003年 6 月	当社専務取締役	2024年 6 月	当社代表取締役会長 (現任)
2005年 6 月	当社代表取締役副社長		

■ 取締役候補者とした理由

里見多一氏は、1987年に取締役に就任した後、長年にわたり当社の経営全般を牽引しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き業務執行の監督を行い、当社の企業価値向上を実現するために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

2 あお やま まさ ゆき
青山 雅之 1963年8月6日生

再任

■ 所有する当社の株式数 10,322株
 ■ 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月	当社入社	2019年 6 月	当社執行役員グループ統括本部長
2009年 4 月	当社マーケティング部担当部長	2022年 6 月	当社執行役員グループ統括本部長兼管理本部長
2011年 6 月	当社国際本部国際企画室長	2024年 6 月	当社代表取締役社長執行役員 (現任)
2018年 4 月	当社経営企画本部国際統括部長		

■ 取締役候補者とした理由

青山雅之氏は、国際・グローバルに関する幅広い専門知識と高い見識を有し、経営全般を牽引しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

3 た む ら ひ ろ や す
田村 裕保 1960年6月5日生

再任

■ 所有する当社の株式数 ■ 取締役会への出席状況
 26,900株 100% (12/12回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月	当社入社	2022年 6 月	当社取締役常務執行役員
2009年 12月	当社経理部統括部長	2023年 6 月	当社代表取締役常務執行役員
2015年 6 月	当社取締役管理本部長	2024年 6 月	当社代表取締役副社長執行役員 (現任)
2019年 6 月	当社取締役執行役員管理本部長		

■ 取締役候補者とした理由

田村裕保氏は、財務・会計分野において豊富な業務経験と実績を有し、コーポレート部門を統括しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

4 お ぎ き ふ み か ず
尾崎 文一 1955年3月3日生

再任

■ 所有する当社の株式数 ■ 取締役会への出席状況
 4,340株 100% (10/10回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 2 月	パーカー加工(株)(現・パーカー プロセッシング(株)入社	2019年 6 月	同社代表取締役社長 (現任)
2009年 6 月	同社取締役	2025年 6 月	当社取締役専務執行役員(現任) (重要な兼職状況) パーカープロセッシング(株)代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

尾崎文一氏は、グループ会社の社長として、企業経営の経験とともに加工事業における豊富な業務経験と実績を有しております。これらの経験及び実績をもとに、当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

5 さと み のぶ ひこ 里見 宣彦 1978年5月29日生

新任

■ 所有する当社の株式数 20,228株
 ■ 取締役会への出席状況 ー

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年12月	当社入社	2018年10月	パーカーツールテック(株)副社長
2010年10月	タイパーライジング(株)	2022年12月	パーカーツールテック(株)社長
2013年4月	浜松熱処理工業(株)	2024年6月	当社執行役員経営企画室長
2014年4月	パーカー熱処理工業(株)	2026年4月	当社執行役員(現任) パーカー熱処理工業(株)顧問 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

里見宣彦氏は、海外グループ会社の社長及び当社経営企画室長としての豊富な業務経験と実績を有しております。これらの経験及び実績をもとに、当社経営を担う適切な人材と判断し、新たに取締役候補者といたしました。

6 え もり し ま こ 江森 史麻子 1965年10月28日生

再任 社外 独立

■ 所有する当社の株式数 0株
 ■ 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年10月	弁護士登録	2009年4月	駒澤大学法科大学院准教授
2004年9月	弁理士登録	2017年4月	駒澤大学法科大学院教授
2009年3月	大洋綜合法律事務所開設 (現任)	2019年6月	当社社外取締役 (現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

江森史麻子氏は、弁護士としての専門的見地と豊富な経験を有しており、引き続き取締役会の監督機能とコンプライアンス強化のために適切な助言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者といたしました。

7 もり たつ や
森 達哉 1968年3月25日生

再任 社外 独立

■ 所有する当社の株式数 0株
■ 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年12月	(株)あおぞら銀行入社	2012年11月	オフィス・プライフィス設立 (現任)
2006年7月	日本アジア投資(株)入社	2019年6月	当社社外取締役 (現任)
2010年5月	ニューホライズン・キャピタル(株)入社		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

森達哉氏は、経営コンサルタントとして複数の事業会社の経営に携わるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、引き続き取締役会の監督機能とコーポレートガバナンス強化のために適切な助言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者といたしました。

8 まえ だ ゆう こ
前田 裕子 1960年7月26日生

新任 社外 独立

■ 所有する当社の株式数 0株
■ 取締役会への出席状況 ー

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	(株)ブリヂストン入社	2020年10月	国立大学法人九州大学理事
2003年9月	国立大学法人東京医科歯科大学知的財産本部 技術移転センター長・知財マネージャー	2021年6月	旭化成(株)社外取締役 (現任)
2013年5月	(株)ブリヂストン執行役員	2025年3月	三井海洋開発(株)社外取締役 (現任) (重要な兼職状況)
2017年1月	(株)セルバンク取締役 (現任)		(株)セルバンク取締役 旭化成(株)社外取締役
2019年3月	中外製薬(株)社外監査役		三井海洋開発(株)社外取締役
2020年6月	(株)コーサー社外取締役		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

前田裕子氏は、大手製造業、研究機関等で培った幅広い経営に関する見識と豊富な経験を有しており、取締役会の監督機能強化に加え、当社経営全般に関して、特に技術的な見地から適切な助言をいただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役樫山重貴及び細金逸人の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者につきましては、任意の指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会で決議しております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

は ぜ や ま し げ た か
樫 山 重 貴 1974年2月4日生

再 任 **社 外** **独 立**

■ 所有する当社の株式数	■ 取締役会への出席状況	■ 監査等委員会への出席状況
0株	100% (12/12回)	100% (24/24回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年10月	中央監査法人入所	2007年1月	樫山公認会計士事務所開設(現任)
2001年4月	公認会計士登録	2017年8月	税理士登録
2002年2月	スターバックスコーヒージャパン(株)入社	2022年6月	当社社外取締役(監査等委員) (現任)

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

樫山重貴氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な専門知識・経験を有しており、引き続き独立した立場で監査等委員の職務を適切に遂行いただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 樫山重貴氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 樫山重貴氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 当社は、樫山重貴氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補の対象としています。候補者が就任された場合には、被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

まつ ざわ ひろ ゆき
松澤 裕之 1964年7月9日生

■所有する当社の株式数

5,600株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社

2020年6月 当社執行役員経営企画本部長
パーカー熱処理工業(株)監査役(現任)

■補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

松澤裕之氏は、当社経営企画本部長及びグループ会社の監査役としての豊富な経験を有しております。これらの経験と実績をもとに、監査等委員の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補の対象としています。
- なお、松澤裕之氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<ご参考> 本定時株主総会後の取締役会の構成及びスキル・マトリックス

第3号議案及び第4号議案が原案通り承認可決された場合の取締役会の構成及び専門性と経験は以下の通りとなります。

氏名	企業経営	マーケティング ・ 営業	開発 ・ 技術	国際 ・ グローバル	財務 ・ 会計	法務 ・ コンプライアンス
里見 多一	○		○	○		
青山 雅之	○		○	○		
田村 裕保	○				○	
尾崎 文一	○	○				
里見 宣彦	○		○	○		
江森史麻子	○					○
森 達哉	○				○	
前田 裕子	○		○			
櫛山 重貴				○	○	
久保田正治						○
近 浩二	○	○				

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、個人消費がおおむね横ばいで推移する一方、設備投資には上向きの動きがみられ、全体としては緩やかな回復基調で推移いたしました。また、製造工業生産、輸出及び輸入などは横ばい傾向となりました。一方で、中東情勢、金融資本市場の変動の影響及び米国の通商政策など懸念材料もあり、先行きは不透明な状況が続きました。また、世界経済におきましても、米国では個人消費の伸びが鈍化するなど、景気拡大ペースは減速基調で推移いたしました。そして、中国経済の景気停滞傾向のリスクもあり、依然として先行きは不透明な状況が続きました。

当社グループの主要取引先であります自動車業界では、国内の生産台数は前年を下回る水準で推移いたしました。また、海外では、中国、インドなどでは生産台数が前年を上回りましたが、米国、タイなどでは前年割れで推移いたしました。もう一つの柱であります鉄鋼業界においては、国内では粗鋼生産量は前年を下回る水準となりました。また、海外においても、中国などでは粗鋼生産量が前年を下回る水準で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループでは、今期より第5次中期経営計画をスタートさせました。2028年の創業100周年に向け、品質向上、安全確保、資本効率の向上など、持続的成長を支えるためのグループ経営基盤を確立するとともに、「変革への挑戦～Challenge for Change!～」をスローガンに掲げ、1928年の創業以来培ってきた表面改質技術を通じて、既存事業の深耕、海外事業の拡大、新規分野の開拓に注力し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。また、リニューアルした総合技術研究所 (Parker Innovation Center) を中心に、脱炭素社会の実現に向けた研究開発の推進や、コア技術の発展及び将来を見据えた研究開発の強化にも努めてまいります。

この結果、当期の連結業績は次の通りとなりました。

売上高は、138,155百万円 (前期比4.4%増)、営業利益は、14,814百万円 (前期比1.2%減) となりました。経常利益は、19,667百万円 (前期比1.3%減) となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、12,940百万円 (前期比1.3%減) となりました。

売上高

1,381億 5千5百万円

前期比 4.4%増 

営業利益

148億 1千4百万円

前期比 1.2%減 

経常利益

196億 6千7百万円

前期比 1.3%減 

親会社株主に帰属する当期純利益

129億 4千万円

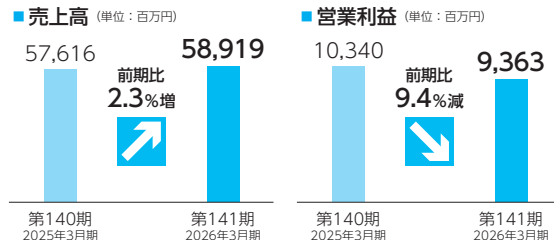
前期比 1.3%減 

事業別の概況

薬品事業

■主要な事業内容

金属表面処理剤、防錆油、圧延油、塗料、工業用洗浄剤、無電解ニッケルめっき液の製造・販売他

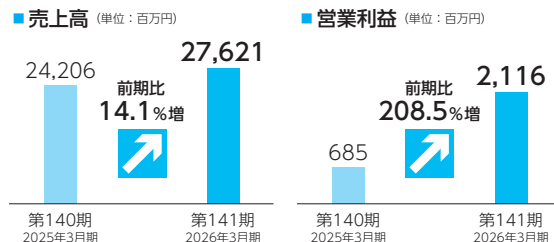


売上高は58,919百万円（前期比2.3%増）、営業利益は9,363百万円（前期比9.4%減）となりました。当事業部門は、あらゆる産業分野における素材の洗浄、防錆、塗装下地、潤滑、意匠などを目的として表面処理剤の製造・販売と、これに伴うノウハウ、技術サポートを提供しております。国内では鉄鋼分野・自動車分野を中心に、販売数量が前年同期比にて微増し、緩やかな回復基調で推移しました。そして、海外では欧米地域では低調にて推移しましたが、アジア地域を中心に販売増加等したことにより、薬品事業全体では売上高は増収となりました。利益面では、原材料価格の高値圏での推移及び、人件費及び減価償却費の増加により営業利益は減益となりました。

装置事業

■主要な事業内容

金属表面処理装置、粉体塗装装置、熱交換器等の製造・販売他

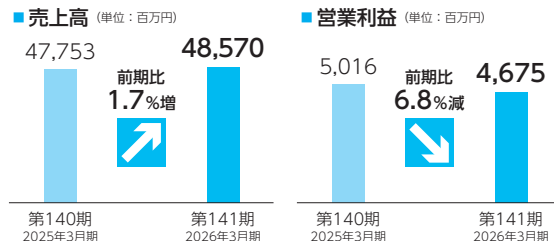


売上高は27,621百万円（前期比14.1%増）、営業利益は2,116百万円（前期比208.5%増）となりました。当事業部門は、輸送機器業界を中心に前処理設備、塗装設備及び粉体塗装設備などを製造・販売しております。インド・中国等での前年同期比での販売拡大のほか、国内でも同様に販売増加がありました。その結果、装置事業全体では売上高は増収となり、利益面でも増益となりました。

加工事業

■主要な事業内容

防錆加工、熱処理加工、めっき処理他

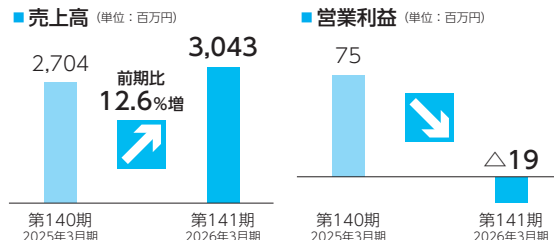


売上高は48,570百万円（前期比1.7%増）、営業利益は4,675百万円（前期比6.8%減）となりました。当事業部門は、潤滑性・高密着性などの機能性を付与する「防錆加工」、金属の強度や耐久性を高める「熱処理加工」、素材表面に薄膜金属を被膜することで高耐食性、耐摩耗性などを付与できる「めっき処理」などの表面処理の加工サービスを提供しております。主に国内では、自動車業界等向けにて販売増加があり、売上高は増収となりました。一方、タイ・中国等では日系自動車メーカーの販売が伸び悩み、販売が減少しました。また、米国等の地域においても同様に販売が減少しました。利益面では、原材料費・光熱費の高止まり、及び人件費や減価償却費等の増加により、営業利益は減益となりました。

その他

■主要な事業内容

ビルメンテナンス事業、太陽光発電事業、医療機器事業他



売上高は3,043百万円（前期比12.6%増）、営業損失は19百万円（前年同期は75百万円の営業利益）となりました。当事業部門は、ビルメンテナンス事業、太陽光発電事業及び医療機器事業を営んでおります。また、当期において医療機器事業の会社を新設分割により設立しました。主にビルメンテナンス事業において販売が伸びた結果、売上高は増収となりました。一方、医療機器事業の新会社設立に伴う影響により利益面では減益となりました。

(事業の種類別セグメント売上高明細)

(単位：百万円)

事業の種類別セグメント				区分	
				金額	構成比
薬	品	事	業	58,919	42.6%
装	置	事	業	27,621	20.0%
加	工	事	業	48,570	35.2%
そ	の		他	3,043	2.2%
合 計				138,155	100.0%

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は12,629百万円であり、事業セグメント別の主なものは次の通りであります。

当期において継続中の主要な設備

薬品事業	日本パーカライジングインディア(株)	薬品製造工場の新設
加工事業	パーカープロセッシング(株)	防錆加工工場の新設
加工事業	パーカープロセッシングベトナム	熱処理加工工場の新設

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、中東情勢を始めとする地政学的リスク、資源・エネルギー高騰などのインフレ傾向の継続、金融市場の変動及び米国の通商政策などの景気減速懸念などリスク要因も多く、経済環境は依然先行き不透明な状況が続くものと見込まれます。

このような事業環境の中、当社グループでは、成長が見込まれる海外地域での先行投資、摺動性や耐摩耗性の向上などの脱炭素社会に貢献する技術開発、新規市場や新規分野の開拓による収益源の多様化、会社連携の強化によるグループ総合力の強化などが重要な課題と認識しております。

2025年4月より開始した第5次グループ中期経営計画では、「変革への挑戦 Challenge for Change!」をスローガンに掲げ、「Vision2030実現に向けた種まきと刈り取り」、「業務改革」、「人材育成」を重点項目として定め、取り組むべき課題と対応を明確にし、中長期的な企業価値及び資本効率の向上を目指し、以下を重点施策として推進してまいります。

① 「Vision2030」 実現に向けた種まきと刈り取り

2028年の創業100周年に向け、持続的な成長を支えるグループ経営基盤の強化を進めるとともに、「Vision2030」の実現に向け、以下の取り組みを推進してまいります。

- ・ リージョナル経営によるグローバル事業拡大
- ・ 脱炭素など環境関連の研究開発テーマの拡充
- ・ 自動車・鉄鋼以外の新規分野の開拓
- ・ 既存市場の深耕
- ・ 事業ポートフォリオ拡充のためのM&A探索

② 業務改革

AIやDXを活用し、業務の標準化・自動化・効率化を図ることで、全社的な業務改革を推進し、柔軟かつ迅速に変化へ対応できる組織体制の構築を目指してまいります。

③ 人材育成

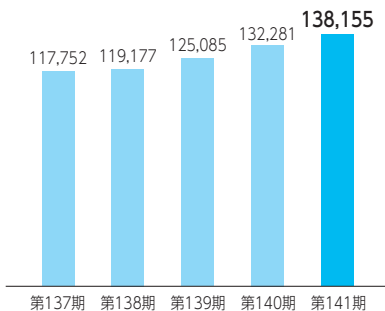
ダイバーシティの推進や働き方改革の推進など、多様な人材が活躍できる環境を整備し、挑戦を後押しする企業文化の醸成とグローバル人材の育成に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

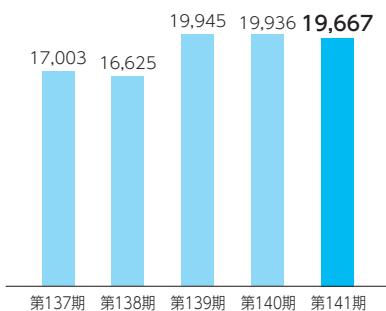
区 分	第137期 2022年3月期	第138期 2023年3月期	第139期 2024年3月期	第140期 2025年3月期	第141期 2026年3月期
売上高 (百万円)	117,752	119,177	125,085	132,281	138,155
経常利益 (百万円)	17,003	16,625	19,945	19,936	19,667
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	9,046	9,973	13,194	13,112	12,940
1株当たり当期純利益 (円)	76.93	86.10	114.43	112.20	117.16
総資産額 (百万円)	228,982	236,534	269,819	267,250	273,094

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数に基づき算出しております。

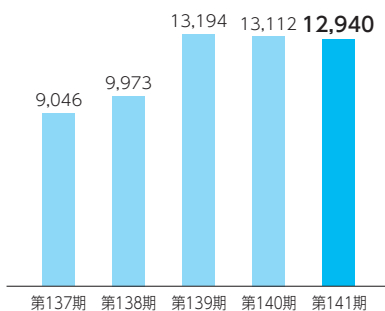
■ 売上高 (単位: 百万円)



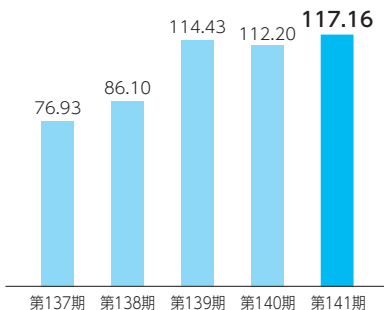
■ 経常利益 (単位: 百万円)



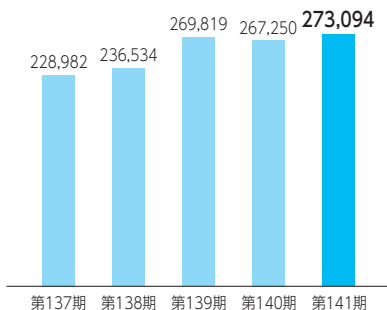
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位: 円)



■ 総資産額 (単位: 百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
パーカーエンジニアリング株式会社	494 ^{百万円}	90.0 [%]	防錆加工装置等の製造、販売
日本カニゼン株式会社	428	100.0	無電解ニッケルめっき液の製造・販売及び加工
パーカー加工株式会社	416	100.0	防錆加工及び塗装処理
浜松熱処理工業株式会社	150	56.3	熱処理加工
パーカーツルテック株式会社	28 ^{百万US\$}	100.0	防錆加工及び熱処理加工
タイパーライジング株式会社	28 ^{百万Bht}	67.0	金属表面処理剤の製造・販売、防錆加工及び熱処理加工

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記重要な子会社の状況に記載した6社を含め42社であり、持分法適用会社は9社であります。
2. パーカー加工(株)は、2026年4月1日に当社加工事業部門と統合しパーカープロセッシング(株)へ商号変更いたしました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

薬品事業	金属表面処理剤、防錆油、圧延油、塗料、工業用洗浄剤、無電解ニッケルめっき液の製造・販売他
装置事業	金属表面処理装置、粉体塗装装置、熱交換器等の製造・販売他
加工事業	防錆加工、熱処理加工、めっき処理他
その他	ビルメンテナンス事業、太陽光発電事業、医療機器事業他

(8) 主要な事業所

主要拠点、主要な子会社の名称及び所在地

当 社	本社（東京都中央区）
	総合技術研究所（神奈川県平塚市）
	東日本事業部（神奈川県平塚市）、西日本事業部（大阪府吹田市）
子 会 社	パーカーエンジニアリング株式会社（本社 東京都中央区、5 営業所）
	日本カニゼン株式会社（本社 東京都足立区、2 営業所、3 工場）
	パーカー加工株式会社（本社 東京都中央区、10 工場）
	浜松熱処理工業株式会社（本社 静岡県浜松市、4 工場）
	パーカーツルテック株式会社（本社 米国）
	タイパーライジング株式会社（本社 タイ）

(注) パーカー加工(株)は、2026年4月1日に当社加工事業部門と統合しパーカープロセッシング(株)へ商号変更いたしました。

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,283名	71名減

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
日本生命保険相互会社	250 百万円

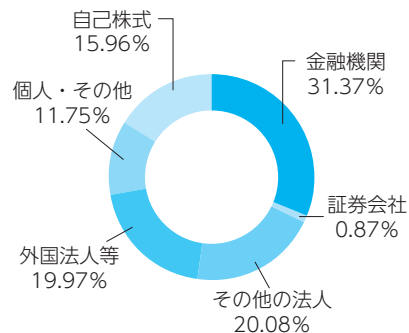
2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 132,604,524株

(3) 当期末株主数 6,852名

▶ 所有者別持株比率



(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,368 千株	11.09 %
日本生命保険相互会社	7,015	6.29
明治安田生命保険相互会社	5,020	4.50
株式会社雄元	4,978	4.46
株式会社千葉銀行	4,765	4.27
公益財団法人里見奨学会	4,633	4.15
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,316	2.97
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,914	2.61
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 日本製鉄退職金口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	2,664	2.39
株式会社三井住友銀行	2,313	2.07

- (注) 1. 当社は、自己株式21,161千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 当社は「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) (以下「信託E口」といいます。) が当社株式290千株を取得しております。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6)その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、次の通り自己株式を取得いたしました。

- | | |
|-----------|----------------------|
| ① 取得期間 | 2025年4月1日～2026年3月31日 |
| ② 取得株式の総数 | 6,587千株 |
| ③ 取得価額の総額 | 8,640百万円 |

(ご参考)

2024年8月9日開催の取締役会決議内容

- | | |
|---------|-----------------------|
| 取得期間 | 2024年8月13日～2025年7月31日 |
| 取得株式の総数 | 12,000千株（上限） |
| 取得価額の総額 | 15,000百万円（上限） |

2025年8月7日開催の取締役会決議内容

- | | |
|---------|----------------------|
| 取得期間 | 2025年8月8日～2026年3月31日 |
| 取得株式の総数 | 4,800千株（上限） |
| 取得価額の総額 | 5,000百万円（上限） |

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2026年3月31日現在)

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	会長	里見	多一	最高経営責任者
代表取締役		青山	雅之	社長執行役員 最高執行責任者
代表取締役		田村	裕保	副社長執行役員
取締役		尾崎	文一	専務執行役員 パーカー加工株式会社 代表取締役社長
取締役		福田	康政	常務執行役員
取締役		江森	史麻子	大洋綜合法律事務所 弁護士
取締役		森	達哉	
取締役 (監査等委員)		櫛山	重貴	櫛山公認会計士事務所 公認会計士
取締役 (監査等委員)		久保田	正治	神宮前法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)		細金	逸人	
取締役 (監査等委員)		近	浩二	株式会社星和ビジネスリンク 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 江森史麻子、森 達哉、櫛山重貴、久保田正治及び近 浩二の各氏は、社外取締役であり、また株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役 (監査等委員) 櫛山重貴氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 尾崎文一氏は、2025年6月27日開催の第140期定時株主総会終結の時をもって、取締役に就任いたしました。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の全ての取締役及び執行役員並びに子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補の対象としています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については、填補の対象外としています。

当該契約の保険料は当社が全額負担しております。

(4)当事業年度に係る取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るべく、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系とすることを基本方針としております。取締役の報酬は、月額報酬、賞与及び業績連動型株式報酬により構成し、社外取締役及び監査等委員である取締役については、月額報酬のみであります。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2017年6月29日開催の第132期定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名であります。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月29日開催の第137期定時株主総会において、年額80百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）であります。

また、上記報酬額とは別枠で取締役（社外取締役を除く）に対しては、2016年6月29日開催の第131期定時株主総会において決議された業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入し、その後、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対して、2020年6月26日開催の第135期定時株主総会において決議された在任時の給付分として、120百万円（3事業年度）を上限として信託に拠出しております。同制度については、2020年6月26日開催の第135期定時株主総会において、取締役在任時の付与分として、40,000ポイント（1事業年度）を株式交付の上限としております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は5名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の取締役の報酬額は、株主総会でご承認いただきました報酬限度額の範囲内で、一定の基準に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、取締役会で配分方法の取り扱いを協議し、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会から委任を受け、代表取締役会長里見多一、代表取締役青山雅之及び代表取締役田村裕保の3名の協議により、それ

ぞれ取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。委任した理由は、当社の事業環境及び経営環境を熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためであり、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	株式報酬	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	262	172	62	27	5
監査等委員 (社外取締役を除く)	10	10	—	—	1
社外取締役 (監査等委員を除く)	17	17	—	—	2
社外取締役 (監査等委員)	27	27	—	—	3

⑤業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等としての賞与は、当社の業績との連動性を明確にするため、主として本業の経営成績を示す営業利益を指標として、前年同期増減を加味したうえで、総合的に決定し、毎年一定の時期に支給しております。なお、営業利益の実績については、第140期は14,998百万円、第141期は14,814百万円であります。

⑥非金銭報酬等の内容

当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にするため、取締役に対する業績連動型株式報酬を導入しており、業績連動型株式報酬は、取締役会で決議された役員株式給付規程に基づき、事業年度の業績に応じポイントを毎年一定の時期に付与し、その累計ポイント相当分の報酬等を退任時に支給する制度であります。ポイント付与の有無及びその付与数は事業年度毎に決定しており、詳細は以下の通りであります。

1) 対象者

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）とし、以下の要件を満たしていることを条件とします。

- ①役員株式給付規程で定める受給権利者の要件を満たしていること
- ②株主総会決議において解任の決議をされた場合に該当しないこと、又は取締役としての義務の違反があったことに起因して退任し、給付を受ける権利の全部が受けられない場合に該当しないこと

2) 業績連動型報酬として給付される報酬等の内容

当社普通株式及び金銭（以下、「当社株式等」という）とします。

3) 業績連動型株式報酬の支給額等の算定方法

①付与ポイントの決定方法

i. ポイント付与の時期

- A. 毎年6月30日現在における受給予定者に対して、前年の4月1日から当年の3月31日までの期間を評価対象期間として、同日にポイントを付与します。
- B. A.のほか、役員を退任するときは、当該退任日にポイントを付与します。

ii. 報酬等と連動する業績評価指標

企業の総合的な収益力を表す指標である毎事業年度における連結ベースの経常利益の目標値に対する達成率を報酬等に連動する指標とします。なお、経常利益の実績については、第140期は19,936百万円、第141期は19,667百万円であります。

iii. 付与するポイント数

- A. 職務執行期間において在任している場合に付与するポイント

次の算式により算出されるポイントとします。

（算式）別表1に定める役位別ポイント×別表2に定める業績係数

- B. 当年の3月末時点の役位にてポイントの数を算出し、評価対象期間中に役位の異動があった場合には、異動前の1カ月未満は切り上げし、異動後の1カ月未満は切り捨てし、月割にてポイントの数を算出します。月の途中で昇格・降格の異動があった場合の異動当月は、異動前の役位として役位別ポイントを算出します。1年に満たない在任期間については、月割（1カ月未満の端数は切り上げ）にてポイントの数を算出し、業績係数は1.0とします。

(別表1) 役位別ポイント数は以下の通りとします。

役位	役位別ポイント数
名誉会長・会長・社長	4,300
副社長	3,300
専務・常務・相談役・取締役	2,800

※代表権のある取締役は、上表のポイント数に加えて2,200ポイントを付与します。

(別表2) 業績係数は以下の通りとします。

連結経常利益目標達成率 (前期実績比)	業績係数
115%以上	1.2
105%以上115%未満	1.1
95%以上105%未満	1.0
85%以上95%未満	0.9
85%未満	0.8

②支給する当社株式等

給付する株式数及び金銭の額は以下の算式にて算出します。

(算式)

給付する株式数 = 権利確定日時点のポイント数に1.0を乗じた数から、単元未満の端数（以下「単元未満株式の端数」という）を減じた数（以下「給付株式数」という）×70%（小数点以下切り捨て）

ただし、上記の算式により算出した給付する株式数に単元未満株式が生じる場合、単元未満株式を切り捨てるものとします。

(算式)

給付する金銭の額 = (給付株式数×30% + 単元未満株式の端数) × 権利確定日の本株式の時価（※1）

ただし、上記の算式の計算過程のうち「給付株式数×30%」に単元未満株式が生じる場合、単元株式にこれを切上げて計算するものとします。

③受給予定者が死亡した場合

受給予定者が死亡したとき、当該受給予定者の遺族が役員株式給付規程で定める要件を満たした場合に、遺族に対し金銭を支給します。遺族給付の額は、次の算式により算出される金銭の額とします。

(算式)

遺族給付の額＝死亡した受給予定者の保有ポイント数×権利確定日時点における本株式の時価（※1）

（※1）本制度において使用する株式の時価は、株式の時価の算定を要する日の上場する主たる金融商品取引所における終値又は気配値とし、当該日に終値又は気配値が公表されない場合にあつては、終値の取得できる直近の日まで遡って算定するものとします。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役

i 重要な兼職先と当社との関係

取締役 江森史麻子氏は、大洋綜合法律事務所所属の弁護士であります。当該事務所と当社との間に重要な取引関係はありません。

ii 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

iii 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	主な活動状況
江森史麻子	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的知見に基づき、取締役会の意思決定について参画するとともに、適切な助言・提言を行っております。
森 達哉	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、主に経営者としての専門的知見に基づき、取締役会の意思決定について参画するとともに、適切な助言・提言を行っております。

②取締役（監査等委員）

i 重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員） 櫛山重貴氏は、櫛山公認会計士事務所所属の公認会計士ですが、当該事務所と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役（監査等委員） 久保田正治氏は、神宮前法律事務所所属の弁護士ですが、当該事務所と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役（監査等委員） 近 浩二氏は、株式会社星和ビジネスリンクの代表取締役社長ですが、当該法人と当社との間に重要な取引関係はありません。

ii 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

iii 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	主 な 活 動 状 況
櫛山 重貴	社外取締役 監査等委員	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会24回の全てに出席し、それぞれにおいて主に公認会計士として財務及び会計に関する豊富な専門知識・経験より、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
久保田正治	社外取締役 監査等委員	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会24回の全てに出席し、それぞれにおいて主に弁護士としての専門的見地から発言及び監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
近 浩二	社外取締役 監査等委員	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会24回の全てに出席し、それぞれにおいて主に経営者としての経験と知見に基づく発言及び監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

97百万円

②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

97百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は会計監査人の適格性、専門性及び独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項及びその運用状況の概要は、次の通りであります。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス基本規程及び役職員行動規範に基づき、コンプライアンス委員会、統括者、責任者を中心としたコンプライアンス体制の維持を図ることとする。
- ②内部監査部門としての内部監査室は、業務運営の状況を把握し、その改善を指導・支援することとする。
- ③法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス通報規程に基づき社内通報システムを運用することとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の文書に関する社内規程に従い、その保存媒体に応じて適切に保存・管理することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会、統括者、責任者を中心としたリスク管理体制を維持し、グループ会社全体のリスクを総括的に管理するものとする。
- ②内部監査部門としての内部監査室はリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとし、当社及びグループ会社に影響を及ぼす重要事項については、事前に執行役員会において議論を行い、取締役会の審議を経て執行決定を行うものとする。
- ②業務の迅速化・適正化を更に高めるため、ITを積極的に活用し、取締役の職務執行の効率化に寄与するものとする。
- ③取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌及び稟議取扱規程に基づき執行することとする。

(5) グループ会社における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社全てに適用する行動指針としてのグループ会社行動原則のもと、これに基づきグループ各社で定めた諸規程をもってグループ会社における業務の適正を確保するものとする。
- ②子会社管理規程に基づく当社への決裁・報告制度によりグループ会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
- ③グループ会社は、当社の経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社コンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は直ちに監査等委員会に報告を行うとともに意見を述べるができるものとする。監査等委員会は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制並びに当該使用人の独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ①監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、必要な人材を任命するものとする。
- ②補助者の任命、評価、異動、懲戒については、監査等委員会の同意を要するものとする。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、法定の事項に加え、執行役員会の審議案件、内部監査の監査結果、ヘルプラインシステムの通報状況並びに当社及びグループ会社に重大な影響を与える事項について、監査等委員会に都度報告するものとする。
- ②当該報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ②監査等委員会は取締役、会計監査人及び内部監査室との定期的な意見交換会をそれぞれ開催するものとする。
- ③監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、当該費用が監査等委員会の職務の執行に必要と認める場合には、これを速やかに支払うものとする。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社グループのリスク管理体制を構築するため、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会、統括者及び責任者を中心にリスクの抽出及び管理の徹底を図っております。内部監査室はリスクの管理状況を監査しております。

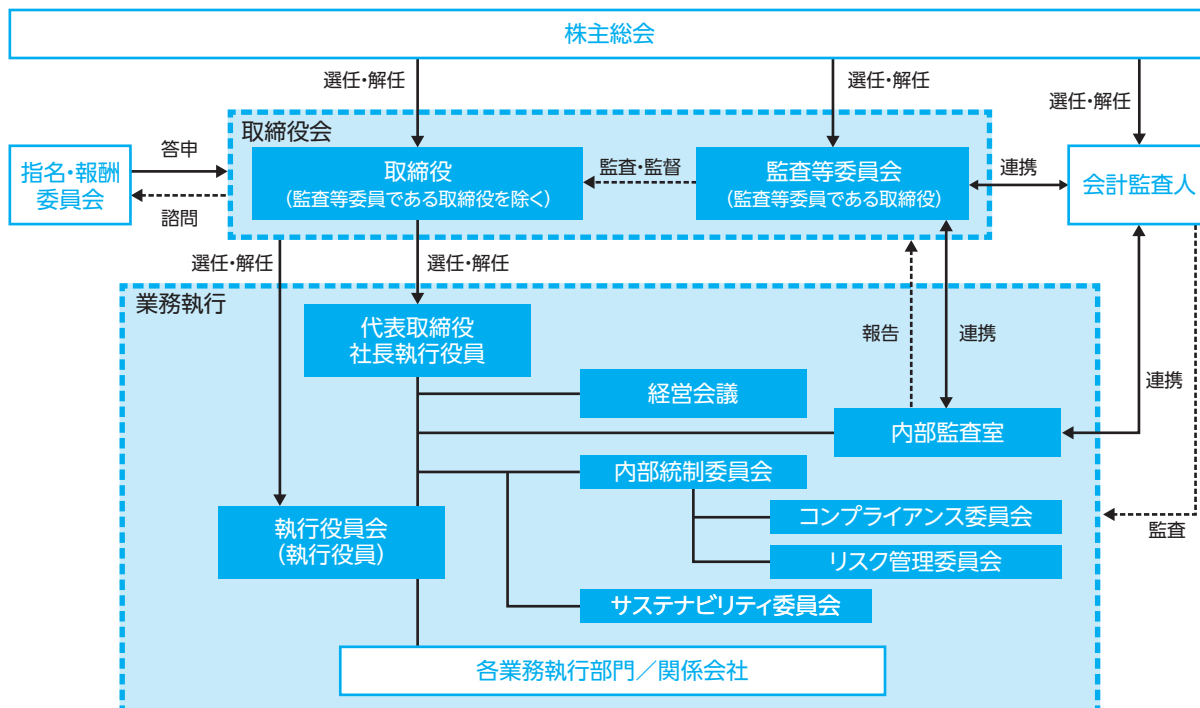
コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会を中心に「コンプライアンス基本規程」及び「役職員行動規範」等に基づいた定期的なコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス体制を維持しております。

監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的又は必要に応じて随時情報交換を行い、法定事項、執行役員会の審議案件及び内部監査の監査結果等の当社グループに重大な影響を与える事項についての報告を受けるほか、社外取締役との意見交換を実施するなど連携の強化に取り組んでおります。また、内部統制システムの運用状況について、適宜報告を求めるとともに取締役会に対して意見表明を行うなど監査の実効性強化にも努めております。

社外取締役は、原則毎月開催される取締役会などの重要な会議に出席するほか、代表取締役との定期的な会合を行うことにより、経営の監督機能の強化及び向上を図っております。

子会社及び関係会社に対しては、「内部統制基本方針」及び「子会社管理規程」等に基づき、内部統制委員会を中心にコーポレート本部が統括し、子会社及び関係会社の業務の適正の確保及びガバナンス体制の強化を図っております。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	期別	
	第141期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 第140期 (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	127,104	137,868
現金及び預金	72,757	77,808
受取手形、売掛金及び契約資産	41,580	44,525
有価証券	302	901
棚卸資産	11,318	11,333
その他	3,582	5,503
貸倒引当金	△2,435	△2,203
固定資産	145,989	129,381
有形固定資産	75,641	71,177
建物及び構築物	32,152	32,823
機械装置及び運搬具	12,913	14,309
土地	18,346	18,204
建設仮勘定	8,228	2,655
その他	3,999	3,184
無形固定資産	5,020	4,671
投資その他の資産	65,327	53,532
投資有価証券	40,501	34,482
退職給付に係る資産	7,848	3,392
繰延税金資産	2,035	1,873
その他	15,031	13,872
貸倒引当金	△90	△89
資産合計	273,094	267,250

科目	期別	
	第141期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 第140期 (2025年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	36,436	32,617
支払手形及び買掛金	15,888	16,286
短期借入金	—	200
未払法人税等	5,829	1,604
賞与引当金	2,831	2,504
その他の引当金	596	711
その他	11,290	11,311
固定負債	15,200	11,334
長期借入金	250	250
退職給付に係る負債	3,674	3,482
繰延税金負債	9,687	6,249
その他	1,588	1,352
負債合計	51,636	43,951
純資産の部		
株主資本	163,993	165,530
資本金	4,560	4,560
資本剰余金	5,245	5,489
利益剰余金	178,754	171,426
自己株式	△24,566	△15,945
その他の包括利益累計額	37,828	29,687
その他有価証券評価差額金	15,811	11,611
繰延ヘッジ損益	3	0
為替換算調整勘定	16,808	15,172
退職給付に係る調整累計額	5,204	2,903
非支配株主持分	19,635	28,080
純資産合計	221,457	223,298
負債及び純資産合計	273,094	267,250

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	(ご参考)
		第141期 第140期
	(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売上高	138,155	132,281
売上原価	92,043	88,372
売上総利益	46,111	43,909
販売費及び一般管理費	31,297	28,910
営業利益	14,814	14,998
営業外収益	5,689	5,690
受取利息	1,039	1,069
受取配当金	809	802
受取賃貸料	767	739
受取技術料	892	791
持分法による投資利益	1,454	1,825
為替差益	274	45
その他	451	416
営業外費用	835	753
支払利息	8	17
賃貸費用	329	274
設備移設費用	114	—
その他	383	460
経常利益	19,667	19,936
特別利益	4,791	1,186
固定資産売却益	213	62
投資有価証券売却益	4,235	1,012
その他	342	112
特別損失	1,508	1,420
固定資産除売却損	393	152
固定資産圧縮損	207	—
減損損失	805	72
事業構造改善費用	89	1,159
その他	12	35
税金等調整前当期純利益	22,951	19,702
法人税、住民税及び事業税	8,420	4,675
法人税等調整額	239	838
法人税等合計	8,659	5,514
当期純利益	14,291	14,188
非支配株主に帰属する当期純利益	1,350	1,075
親会社株主に帰属する当期純利益	12,940	13,112

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,560	5,489	171,426	△15,945	165,530
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△5,612		△5,612
親会社株主に帰属する当期純利益			12,940		12,940
自己株式の取得				△8,640	△8,640
自己株式の処分				19	19
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△243			△243
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	△243	7,327	△8,621	△1,536
当 期 末 残 高	4,560	5,245	178,754	△24,566	163,993

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	11,611	0	15,172	2,903	29,687	28,080	223,298
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△5,612
親会社株主に帰属する当期純利益							12,940
自己株式の取得							△8,640
自己株式の処分							19
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△243
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,199	3	1,636	2,301	8,140	△8,445	△304
当期変動額合計	4,199	3	1,636	2,301	8,140	△8,445	△1,841
当 期 末 残 高	15,811	3	16,808	5,204	37,828	19,635	221,457

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 　ご参考（第140期）

（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,560	4,530	163,601	△13,643	159,048
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△5,288		△5,288
親会社株主に帰属する当期純利益			13,112		13,112
自己株式の取得				△8,062	△8,062
自己株式の処分				19	19
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1,209			1,209
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△10	△10
株式交換による増加		△250		5,752	5,501
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当 期 変 動 額 合 計	－	958	7,824	△2,301	6,481
当 期 末 残 高	4,560	5,489	171,426	△15,945	165,530

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	12,887	0	10,346	4,863	28,098	32,738	219,885
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△5,288
親会社株主に帰属する当期純利益							13,112
自己株式の取得							△8,062
自己株式の処分							19
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							1,209
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減							△10
株式交換による増加							5,501
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,276	0	4,826	△1,960	1,589	△4,658	△3,068
当 期 変 動 額 合 計	△1,276	0	4,826	△1,960	1,589	△4,658	3,413
当 期 末 残 高	11,611	0	15,172	2,903	29,687	28,080	223,298

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	期別	(ご参考)
	第141期 (2026年3月31日現在)	第140期 (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	44,561	38,948
現金及び預金	21,699	15,890
受取手形、売掛金及び契約資産	17,588	17,431
商品及び製品	1,401	1,406
仕掛品	—	20
原材料及び貯蔵品	1,461	1,451
その他	4,281	4,524
貸倒引当金	△1,870	△1,776
固定資産	102,771	91,314
有形固定資産	32,192	32,722
建物	15,215	15,402
機械装置	2,696	3,031
土地	11,200	11,205
建設仮勘定	407	562
その他	2,673	2,520
無形固定資産	494	299
投資その他の資産	70,084	58,292
投資有価証券	26,871	22,579
関係会社株式	31,009	25,454
関係会社出資金	5,797	6,392
前払年金費用	272	—
その他	6,210	3,941
貸倒引当金	△77	△76
資産合計	147,333	130,262

科目	期別	(ご参考)
	第141期 (2026年3月31日現在)	第140期 (2025年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	32,209	25,634
支払手形及び買掛金	4,945	5,604
預り金	19,204	14,929
賞与引当金	1,220	1,465
その他	6,839	3,635
固定負債	4,886	4,749
退職給付引当金	—	818
繰延税金負債	4,095	3,148
その他	791	782
負債合計	37,096	30,383
純資産の部		
株主資本	96,027	89,333
資本金	4,560	4,560
資本剰余金	6,115	6,115
資本準備金	3,912	3,912
その他資本剰余金	2,202	2,202
利益剰余金	110,219	94,903
利益準備金	1,140	1,140
その他利益剰余金	109,078	93,763
配当積立金	500	500
研究開発積立金	500	500
固定資産圧縮積立金	226	238
別途積立金	76,300	76,300
繰越利益剰余金	31,552	16,225
自己株式	△24,867	△16,246
評価・換算差額等	14,209	10,545
その他有価証券評価差額金	14,209	10,545
純資産合計	110,237	99,879
負債及び純資産合計	147,333	130,262

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	第141期	(ご参考) 第140期
		(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売上高		45,776	44,274
売上原価		28,798	28,334
売上総利益		16,977	15,940
販売費及び一般管理費		12,385	11,483
営業利益		4,592	4,457
営業外収益		18,346	6,373
受取利息		118	100
受取配当金		15,056	3,525
受取賃貸料		831	802
受取技術料		1,850	1,720
為替差益		219	—
その他		270	224
営業外費用		918	786
支払利息		66	30
賃貸費用		406	411
為替差損		—	59
その他		444	285
経常利益		22,021	10,043
特別利益		4,263	1,052
固定資産売却益		39	40
投資有価証券売却益		4,223	1,012
特別損失		903	191
固定資産除売却損		308	93
関係会社株式評価損		594	98
税引前当期純利益		25,380	10,904
法人税、住民税及び事業税		5,047	2,002
法人税等調整額		△740	377
法人税等合計		4,307	2,379
当期純利益		21,072	8,524

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金						
					配当積立金	研究開発積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,560	3,912	2,202	1,140	500	500	238	76,300	16,225	△16,246	89,333
当期変動額											
剰余金の配当									△5,757		△5,757
固定資産圧縮積立金の取崩							△11		11		-
当期純利益									21,072		21,072
自己株式の取得										△8,640	△8,640
自己株式の処分										19	19
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△11	-	15,326	△8,621	6,694
当期末残高	4,560	3,912	2,202	1,140	500	500	226	76,300	31,552	△24,867	96,027

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	10,545	10,545	99,879
当期変動額			
剰余金の配当			△5,757
固定資産圧縮積立金の取崩			-
当期純利益			21,072
自己株式の取得			△8,640
自己株式の処分			19
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,663	3,663	3,663
当期変動額合計	3,663	3,663	10,358
当期末残高	14,209	14,209	110,237

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 ご参考 (第140期)

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本合計
		資 本 準備金	そ の 他 資本剰余金	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
					配 当 積立金	研 究 開 発 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	4,560	3,912	149	1,140	500	500	253	76,300	13,102	△13,956	86,462
当 期 変 動 額											
株式交換による変動			2,053							5,752	7,805
剰余金の配当									△5,416		△5,416
固定資産圧縮積立金の取崩							△15		15		—
当 期 純 利 益									8,524		8,524
自己株式の取得										△8,062	△8,062
自己株式の処分										19	19
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)											—
当期変動額合計	—	—	2,053	—	—	—	△15	—	3,123	△2,290	2,870
当 期 末 残 高	4,560	3,912	2,202	1,140	500	500	238	76,300	16,225	△16,246	89,333

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	11,787	11,787	98,250
当 期 変 動 額			
株式交換による変動			7,805
剰余金の配当			△5,416
固定資産圧縮積立金の取崩			—
当 期 純 利 益			8,524
自己株式の取得			△8,062
自己株式の処分			19
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,241	△1,241	△1,241
当期変動額合計	△1,241	△1,241	1,628
当 期 末 残 高	10,545	10,545	99,879

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

日本パーカライジング株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 八木正憲

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 並木俊朗

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本パーカライジング株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本パーカライジング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

日本パーカライジング株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 八木正憲

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 並木俊朗

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本パーカライジング株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第141期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月23日

日本パーカライジング株式会社 監査等委員会

監査等委員 櫛山重貴 ㊟

監査等委員 久保田正治 ㊟

監査等委員 細金逸人 ㊟

監査等委員 近 浩二 ㊟

(注) 監査等委員 櫛山重貴、久保田正治及び近 浩二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場 ご案内図

会場

オンワードパークビルディング 2階ホール

東京都中央区日本橋三丁目10番5号

電話03-3278-4333



交通

■ JR 東京駅 八重洲中央口より徒歩10分

■ 東京メトロ ○銀座線 ○東西線
■ 都営地下鉄 ○浅草線

「日本橋駅」 B1出口 D3出口 より徒歩5分

※会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。

 日本パーカライジング株式会社
NIHON PARKERIZING CO.,LTD.

<https://www.parker.co.jp/ja/>



UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。